

道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること の委任専決処分について

1 委任専決事項

道路管理瑕疵事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

事例1 令和8年7月7日（火）

事例2 令和8年8月5日（水）

3 損害賠償額

事例1 1,712,568円

事例2 1,330,994円

4 事故の概要

(1) 事例1

ア 発生日時

令和8年1月13日（火） 午後0時15分頃

イ 発生場所

三木市吉川町富岡223番地北方約150メートル先路上
一般県道大川瀬吉川線

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

69歳 男性

エ 発生状況

事故当事者が大型自動二輪車で県道を南進していたところ、進行方向左側の山腹斜面から枯木が突発的に落下し、これに衝突したことにより転倒した。

(2) 事例2

ア 発生日時

令和7年5月3日（土）午後1時10分頃

イ 発生場所

揖保郡太子町佐用岡1023-16地先 佐用岡交差点付近
一般県道上太田鵜線

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

17歳 男性

エ 発生状況

事故当事者が自転車以南から北へ県道の歩道を走行し、佐用岡交差点を左折しようとしたところ、側溝コンクリート部分と歩道アスファルト舗装の間に生じていた段差に前輪が接触し、ハンドルを取られて転倒、負傷した。